

1. 禁煙タクシー訴訟とは？

2004年7月22日、タクシー乗務員3名と利用者23名の計26名が、狭いタクシー車内の全面禁煙化を願い、国（国土交通省、厚生労働省）を相手に東京地方裁判所へ、提訴しました。（安井幸一原告団長は、運送約款の改定を申請し、日本初の禁煙車を実現した乗務員。）

乗務員の肺がん死亡率は一般の2倍以上です。タクシー車内の喫煙は、大都市の交差点より有害物質が濃く「乗務員と乗客の健康被害は深刻」と医学者は強く警告しています。

禁煙タクシー訴訟

2005年12月20日（火）
東京地方裁判所 709号法廷
午後1時15分
「判決」

（地下鉄 日比谷線・丸の内線・千代田線 霞ヶ関駅 A1出口前）
「記者会見」終了後、『報告会』を予定しています。

皆様のご支援、ご理解を
お願いいたします。

2. 裁判の背景

日本のタクシーは、法人・個人合わせて約27万台ですが、「禁煙タクシー」は5千余台という情けない状況で、僅か2%に過ぎません。事業者は、減収やトラブルを恐れ禁煙タクシー導入に消極的です。しかし国土交通省が方針を打ち出し、全国一斉に禁煙とすれば、問題は速やかに解決します。

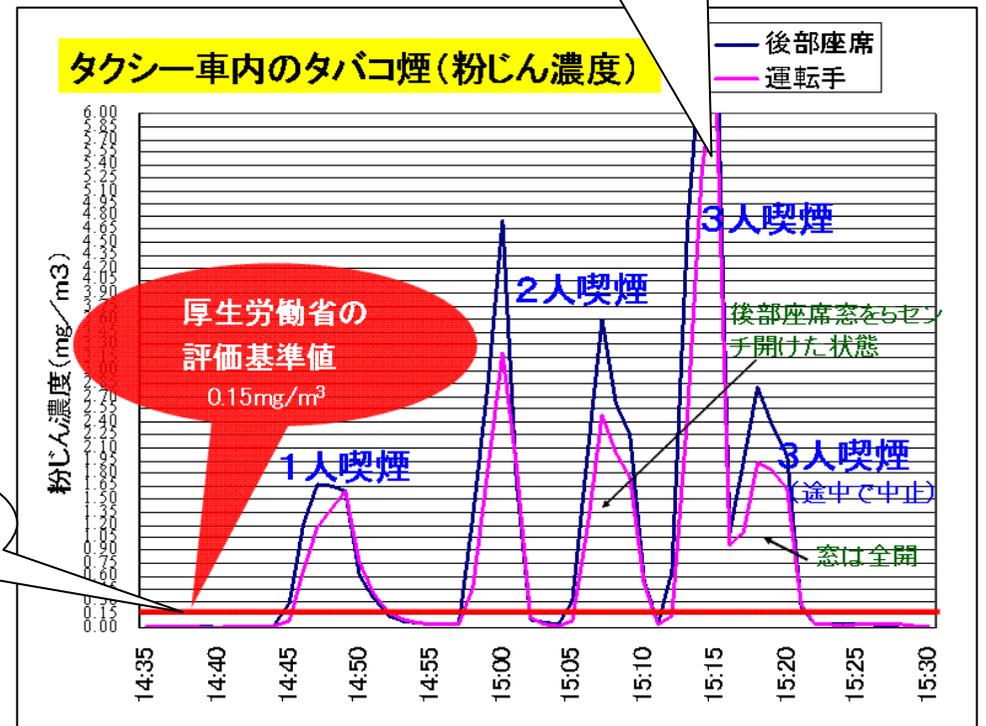
現在、世界の多くの国々では、タクシー全面禁煙が常識となっており、日本だけが取り残されているのです。

3. 裁判の経緯 いよいよ『判決』

国は、タバコ煙の害を認めながらも「タクシー事業者が車内喫煙を許容して事業活動を行っているので、国に責任はない。行政指導する法的根拠もない。」などと主張しています。国は、日本たばこ産業(株)の株式(50.04%)を保有している立場もあって、受動喫煙の被害から、乗務員および利用者を守るべき公共交通機関の監督責任を放棄しています。

裁判所も、十分な審理をせずに、12月20日『判決』が言い渡されます。裁判所を動かすには世論の後押しが必要です。ぜひ応援して下さい。

法定基準の34倍！



ここを越えては
ダメ！

- ・禁煙タクシーを語るブログ <http://ameblo.jp/nstaxi>
- ・「禁煙タクシーを応援しよう」HP <http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/taxi/index.shtml>
- ・たばこ問題情報センター <http://www.tbcpic.org/>
- ・禁煙タクシーの要望は国土交通省へ！Tel: 03-5253-8111

禁煙タクシー訴訟を支える会(会費 1口 1,000円)カンパもお待ちしております！
郵便振替口座番号 00270-4-131175 口座名義 禁煙タクシー訴訟を支える会
当会事務局 〒102-0072 千代田区飯田橋 2-1-4 九段セントラルビル 203